

平成 24 年 8 月 31 日

幕別町議会議長 古川 稔 様

幕別町議会議員 小島 智恵



一般質問通告書

次のとおり通告します。

質問事項	質問の要旨
1. 生活保護と生活困窮の実態について。	<p>国や自治体は経済的に困窮する人々に対して、憲法 25 条の理念に基づき、その程度に応じて健康で文化的な最低限度の生活を保障するため保護費を支給することとなっている。</p> <p>近年、生活保護世帯数及び受給者数は、高齢化や長引く景気の低迷、リストラや雇用の非正規化に伴う失業などにより、増加の一途をたどり、ついに本年 3 月には過去最多の 210 万 8096 人を数えるまでになっている。また、その支給額も 3 兆 7000 億円と国や各自自治体の大きな財政負担にもなっている。</p> <p>なお、生活保護受給には該当しないが、生活困窮者や生活保護基準以下の所得しかない中での生活を強いられている人々も多いと言われている。(最低賃金との逆転現象による就労意欲減退など)</p> <p>一方、毎日のように TV や新聞紙面をにぎわしているように、保護費の不正受給が増加していることは、極めて憂慮すべき事態と考える。(滝川市の 2 億 3 千万円の不正受給、札幌市の住居・高級車の複数所有の発覚、管内の保護費での覚醒剤購入など)</p> <p>制度上の仕組みもあり、町村の生活保護への関わり方には限界がありますが、生活困窮者の生活を守り、受給者の自立を促すことは町政の大事な課題でもあり、以下の点についてお伺いする。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 生活実態の把握と傾向について。(受給世帯数・受給者数・受給理由・生活相談数・申請件数など)(2) 不正受給の実態と防止の取り組みについて。(3) 就労支援など自立を促すための方策について。(4) ケースワーカー(道)や民生児童委員(町)との生活保護行政の連携について。(5) 生活困窮者等の生活相談の充実と減免・軽減について。

(注) 質問の要旨は、具体的に記載すること。